

行政減量・効率化有識者会議（第68回）議事概要

1. 日時

平成21年7月27日（月）9：30～11：30

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、小幡純子、樫谷隆夫、富田俊基、森貞述の各委員

〔専門委員〕

安念潤司、柿本寿明、梶川融、草野満代、寫信彦の各専門委員

〔説明者〕

〔全国地方銀行協会〕

山田真矢 株式会社横浜銀行（会長行）執行役員営業本部副本部長ほか

〔国土交通省〕

川本正一郎 住宅局長ほか

〔財務省〕

香川俊介 総括審議官ほか

〔中小企業庁〕

佐藤樹一郎 次長ほか

〔総務省〕

住澤整 行政管理局管理官ほか

〔行政改革推進本部事務局〕

橋口典央 局長、若生俊彦 次長、大川浩 次長ほか

4. 主な議題

- 住宅金融支援機構に関する関係者ヒアリング
 - ・（社）全国地方銀行協会
- 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて
 - ・住宅金融支援機構（国土交通省説明）
- 日本政策投資銀行法及び商工組合中央金庫法の改正について
- 独立行政法人の給与水準等について

5. 議事の経過

(開会)

(住宅金融支援機構に関する関係者ヒアリング)

全国地方銀行協会会長行である横浜銀行から、住宅金融支援機構の組織・業務の在り方について説明がなされた後、委員等より以下の質問・意見が出された。

- ・「民業圧迫となることがないように最大限の配慮が必要」とのことだが、機構の存在が民業への圧迫となっているのではないか。
- ・35年の固定ローンを提供している地方銀行が14行、20年以上が27行あるとのことだが、独自に長期固定金利ローンを提供している銀行にとって、「フラット35」は民業圧迫となっているのではないか。
- ・地方銀行の証券化実績はそれほど多くないとのことだが、ローン貸出しに十分な預金量があるので、証券化のニーズが低いということなのか。

(「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて)

主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔住宅金融支援機構（国土交通省）〕

- ・独法は民業の補完が基本。地方銀行64行中14行が独自に35年固定金利ローンを提供している状況で、いつまで機構が証券化を実施する必要があるのか。
- ・機構は政府の信用を背景として資金調達で有利なため、機構が証券化を実施しているがゆえに、民間金融機関が証券化市場に参入しにくくなっている側面があるのではないか。
- ・相対低利の長期固定住宅ローンの提供が政策として必要ということが認められるのであれば、資金調達コストの面で株式会社より有利な独法形態を維持すべき。政策的必要性の有無は、国民が判断すべきこと。
- ・日本において証券化市場がなかなか膨らまないのは、証券化が無くても支障がないからではないか。証券化市場の成熟自体を目的とする必要もないのではないか。

(日本政策投資銀行法及び商工組合中央金庫法の改正)

主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

- ・ 以前に当会議においても、民営化後も危機対応が可能かという点について議論があった。今般の危機に際し、法律改正が必要となったのは、当初の制度設計に問題があったということか。
- ・ 危機対応制度の指定金融機関に民間が手を上げていない現状に関し、指定金融機関の仕組みを再度検討すべきではないか。
- ・ 政投銀等の貸付については、公庫による損害担保により最終的に国民負担となる可能性がある。貸付の判断基準を明確にするなど、国民に十分な説明を行う必要がある。
- ・ 今般の法改正において検討条項が盛り込まれたが、両機関の将来像をしっかりと考えるべきである。

(独立行政法人の給与水準等について)

総務省行政管理局住澤管理官及び事務局から資料について説明が行われた。

(閉会)

〈文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）〉

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai68/shiryou.html>